



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行

685号 2017年11月21日

〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8

TEL・Fax : 870-0335

携帯 : 090-5587-7693

Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

八幡平市視察研修

高齢者支援ハウス

杉森議員が幹事長を務める市議会
会派「市民クラブ」は10月10～13
日、岩手県奥州市、八幡平市、青森県
むつ市を視察研修し、各担当者からの
説明と質疑応答と、関連施設と議場を
見学。八幡平市では高齢者生活支援ハ
ウスについて視察研修しました。

八幡平市は、西根町・松尾村・安代
町が2005年に合併して生まれた市で、
秋田県や青森県を含めた北東北3県の中心に
位置し、面積は862km²、人口は約3万人。65
歳以上の高齢者の比率は37.82%、高齢者
の中で要介護認定者の比率は20.08%。

高齢者に対して、居住機能及び老人デイ
サービス機能を総合的に提供するため、2000
年に旧安代町において設置された。きっかけ
は積雪期の一人暮らしや認知症の高齢者の安
全を確保することであったという。

居住事業

居住事業として、部屋数10室を設け、定員

牛久市議会第4回定例会

杉森議員の一般質問

傍聴のご案内

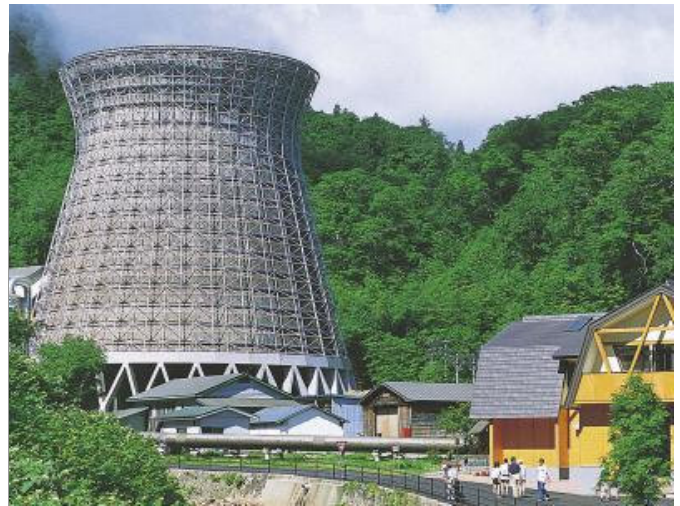
杉森議員の一般質問の日程と内容は以下
の予定です。ぜひ傍聴に来てください。

予約不要で、どなたでも傍聴できます。

【日時】12月5日(火)午後3時頃

【内容】

- 1、再生エネルギーによる電力自給率
100%超に向けて
- 2、「学校における働き方改革に係る緊
急提言」に関して



松川地熱発電所の冷却塔と地熱館

電力自給率100%超 八幡平市

八幡平市はまた、電力自給率100%超の
自治体としても有名です。日本初(世界で
も4番目)の商業用地熱発電所である松川
地熱発電所は、1952年頃に松川の温泉開
発のために調査を行ったところ、蒸気が
噴出したことに始まります。

この現象に着目した東化工(その後、日
本重化学工業)は、56年から地熱蒸気の
調査に着手し、約10年間の調査・建設期
間を経て、66年10月に出力9,500kWの
日本最初の商業用地熱発電所として運転
を開始しました。

さらに井戸等を追加し、現在では認可出
力は23,500kWとなっています。

現在では、市内に電力を供給するととも
に、余剰電力を販売し、高さ46mの巨大
な冷却塔からたち昇る蒸気は迫力満点。地
熱館はPR施設となっており、映像・パネ
ルにより、地熱発電のしくみがわかる観
光施設としても人気を博しています。

10人。市内に住所を有する原則として常時介護を必要としない60歳以上かつ下記のいずれかに該当する者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの。

- ・ひとり暮らしの者
 - ・夫婦のみの世帯に属する者
 - ・家族による援助を受けることが困難な者
- 居住提供と各種相談及び助言、地域住民との交流などを行っている。

利用期間は6カ月以内で、継続も可。5年近く入所している人もいる。

利用料金は、0円から5万円までであるが、ほとんどの人が0円。

施設はきれいに整備されており、個室でベッドや調度品を置ける十分な広さがある。自炊が原則だそうだが、スーパーなどで総菜を買って食べている人もいるとのこと。

生活支援ハウスの居住事業は拡大しようとはしておらず、あくまでも積雪期の一人暮らしや認知症の高齢者の安全を確保するための臨時のサービスと位置付けている。

デイサービス事業

八幡平市に住所を有するおおむね65歳以上の要介護老人等であり、身体が虚弱又は寝たきり等のため日常生活を営むことに支障のある人が対象。生活指導、日常動作訓練、健康チェック、送迎、入浴サービス、給食サービスなどを行っている。1日あたり30人が利用可能で、介護保険法に基づく利用料の負担があります。

社会福祉法人安代会

同施設は社会福祉法人安代会が指定管理者として管理を委託されている。指定管理料は毎年800万円程度。



職場のモラハラ

職場のいじめは大きく3つ

いま「職場のいじめ」は大きく3つあるといわれています。パワハラ、モラハラ、セクハラ、の3つです。

モラハラとは「モラル・ハラスメント」の略で、「倫理的・道徳的ないじめ」を意味し、主に言葉や態度で、静かに・じわじわと・陰



湿に行われる精神的ないじめ・嫌がらせです。パワハラとの違いは、加害者に「職権」があるか無いかです。部下から上司、

女性から男性なども含め、会社での立場・力

関係を利用しない精神的嫌がらせです。言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせたりします。

周囲からは些細なことのようにみえる行為でも、繰り返し行われることで、想像以上の精神的苦痛をもたらすことがあります。

具体例を挙げると以下の通りです。

- ①孤立させる
- ②仕事を制限する
- ③仕事に必要な情報を与えない
- ④私生活に介入する

あるアンケート調査(793名)の結果では、「きちんとした理由のある休暇や遅刻・早退など、労働者として認められている権利を活用しにくくさせる」行為をモラル・ハラスメントに当たる行為であると回答した人が一番多く674名いました。次に「仕事に必要な情報を与えない行為」が665名、「相手の意見にことごとく反対する」が486名、「難しすぎる仕事を、わざと選んでさせる」が472名、「相手に話しかけない」が425名、「目の前でドアをバタンと閉める」が323名という結果となりました。